

令和3年度静岡県医師会事業計画書

○はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の医療提供体制に多大な影響を及ぼし、局所的な病床不足や人材不足の発生、感染症対応も含め、各医療機関の役割分担、連携体制の構築の重要性の再確認など地域医療の課題が浮き彫りにされた。

こうした非常時への対応とともに、日常における昨今の医療ニーズの増加や多様化に対応し、県民が適切な医療を将来にわたって持続的に受けられることを根本に、健康で安心して幸せな日常生活を営むため、地域医療の充実は欠かせないものである。

地域医療にとって、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用し、過不足ない医療機能を確保し、また質の高い医療の提供体制を構築するために、各医療機関が相互に協力し、調整していくことが課題となっている。

本会では、こうした課題を解決する地域医療構想の実現に向け、具体的に地域包括ケアシステムの確立をはかるため、昨年度、新会館に「シズケアサポートセンター（静岡県地域包括ケアサポートセンター）」を整備し、さらに県職員の駐在を実現するなど、高齢期の疾病予防・介護予防から在宅医療・介護の切れ目のない一体的で、きめ細やかな支援体制を整備し、かかりつけ医機能の充実・強化をはかってきた。

また、キャリア支援センター構想として、医師のマッチング事業を行う「静岡県医師バンク」の設置や地域医療を支える医師に対する就労・キャリアデザイン形成の事業により、本県の医師確保、偏在解消をめざしている。

今年度はこれらの推進、拡充をはかるとともに、安心して子どもを産んで育てられる環境の整備に向け、母子保健・学校保健のさらなる充実につとめることとする。

また、本会として様々な課題に適時・適切に対応していくためには、組織力のさらなる強化につとめることが重要であり、特に非医師会員の積極的な加入促進をはかっていくこととする。

以上のことから、今年度の重点事業は、下記の8項目とする。

1. 地域の医療提供体制の構築
2. 救急医療・災害医療体制の整備・充実
3. 新興感染症に対する防疫体制の強化
4. 地域包括ケアの実現に向けた在宅医療・介護・福祉の連携推進
5. 医師確保対策の推進及び医師のキャリア支援体制の充実
6. 少子化対策としての母子保健・学校保健の充実
7. 生涯にわたる健康づくり、疾病予防・介護予防にかかる保健事業の推進
8. 医師会員の加入促進を通じた県医師会の組織力向上

第1 総務部

一般社団法人として円滑な会務運営をはかるとともに健全な財政運営につとめる。

各部及び関連団体等と連携して、開業医や勤務医、研修医に対する魅力ある事業を実施し、医師会員の加入促進に取り組む。

医師会館の適切な管理運営、計画的な維持保全につとめる。

1. 会務

- (1) 医道の高揚について、機会あるごとに、会員に対し啓発を行う。
- (2) 本会の円滑な業務の執行をはかるため、定例理事会及び臨時理事会を開催する。
- (3) 本会の最高議決機関として、年1回定時代議員会を開催するとともに、必要に応じ臨時代議員会を開催する。
- (4) 日本医師会の指針に基づき、患者等に対する診療情報提供及び個人情報の適切な取扱いを会員医療機関に対して指導する。
- (5) 効率的な会務運営並びに会員の利便性をはかるため、テレビ会議システム等の活用促進につとめる。

2. 郡市医師会との連携強化

- (1) 医師会相互間の連携をはかるため、郡市医師会長協議会等を開催する。
- (2) 日常業務の円滑化をはかるため、郡市医師会事務連絡会を開催する。
- (3) 郡市医師会との交流をはかるとともに、東中西各地区の実情を把握するため、移動理事会を開催する。

3. 関係諸団体との連携・協働

- (1) 日本医師会、各都道府県医師会、中部医師会連合、関西医師会連合、関東甲信越静地区衛生主管部(局)長・医師会長合同協議会等との連携をはかる。
- (2) 地域医療の確保をはかるため、関係行政機関、関係団体等との協働をはかる。

4. 財務・会計

- (1) 公益法人会計基準に準拠した適正な会計処理につとめる。
- (2) 適正な会計処理及び財産管理を証するため、監事及び公認会計士による監査を受ける。
- (3) 将来にわたり安定した会務運営が継続できるよう業務の効率化を推進し、経費節減につとめる。

5. 会員の加入促進及び組織力の強化

- (1) 地域包括ケアシステムの構築や病診連携の推進等にあたり、医師会の役割が重要性を増すことから、組織力を強化するため会員の加入促進をはかる。

- (2) 浜松医科大学、静岡県病院協会等の運営への積極的協力や病院管理者等への働きかけにより、本会の事業活動への理解を深め、勤務医（大学勤務医、病院勤務医）や研修医の加入促進をはかる。
- (3) 本会、日本医師会への加入促進をはかるため、郡市医師会との連携を強化する。
- (4) 生涯教育・専門領域の各種資格の取得支援を通し、医師会の役割を高める。
- (5) 静岡県医師協同組合、静岡県医師信用組合等と連携し、ウェブサイト等を活用した各種事業の紹介に取り組む。

6. 会員の福利厚生

- (1) 団体生命保険等の加入、各種手続きについて会員の便宜をはかる。
- (2) 日本医師会医師年金の事業に協力する。
- (3) 静岡県有床診療所協議会の事業に協力する。
- (4) 静岡県医師協同組合、静岡県医師信用組合、静岡県医師国民健康保険組合の事業に協力する。
- (5) 日本医師会認証局が発行する「医師資格証」の発行申請にあたり、適正な処理につとめる。
- (6) 会員の診療業務を支援するため、本会顧問弁護士（法律事務所）による法律相談を実施する。

7. 医師会館の管理運営

- (1) 医師会館が社会福祉の増進に寄与する活動拠点として機能するよう適切な管理運営につとめる。
- (2) 計画的・効率的な会館保全を実施する。

第2 医療政策部

医療政策の諸課題について検討し、会員の医療政策に対する理解を深めるとともに、よりよい医療政策の実現を目指す。

- (1) 今後の医師会活動のあり方や医療政策に関する諸課題等について協議するため、医療政策等検討委員会を開催するとともに、会員を対象とした医療政策研究会を開催して医療政策に対する理解増進に取り組む。
- (2) 日本医師会が主導して実行する国民医療を守るための国民運動に参画するとともに、県内医療・介護・福祉関係諸団体等と連携して県民運動を展開する。
- (3) 日本医師会と連携して時代に即した医療政策の提言を行うとともに、静岡県医師連盟等の政治団体と連携して施策の実現に取り組む。

第3 医療安全部

近年の医事紛争の増加傾向を鑑み、会員への医療安全対策に関する情報提供

及び啓発に取り組むとともに会員より委任された医事紛争の適正な処理につとめる。

医療事故調査等支援団体として、県内医療機関の院内事故調査を支援する。

- (1) 医事紛争処理委員会を開催し、日本医師会との緊密な連携のもと、紛争の適正な処理につとめる。また、医療事故を繰り返す「リピーター医師」について、面接指導をするとともに医事紛争防止研修会への参加を促し、再発防止に向けた対策を講じる。
- (2) 医療安全対策委員会を開催し、医療安全確保対策を推進する。
- (3) 医事紛争防止研修会を開催、医療安全マニュアルの発行及び最近の医事紛争の特長などを会報に掲載することで、会員の医療安全の向上につとめる。
- (4) 日本医師会が主催する都道府県医師会担当理事連絡協議会等に参加し、必要に応じて郡市医師会担当理事連絡協議会を開催する。
- (5) 静岡県が設置する医療安全支援センター、静岡地方裁判所が主催する静岡医療訴訟協議会との連携を一層強化して、医療安全対策事業の推進をはかる。
- (6) 医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）として、病院、診療所又は助産所の管理者からの支援の求めにより医療事故調査に必要な支援を行う。また、支援団体の運営に係る事項について、医療事故調査制度対応支援委員会において協議するとともに、必要に応じ静岡県医療事故調査等支援団体連絡協議会を開催する。

第4 医療保険部

令和4年度診療報酬改定への対応が適正に進められるよう、日本医師会、厚生労働省東海北陸厚生局静岡事務所等、関係機関からの適時・適切な情報収集に取り組むとともに、会員への速やかな情報提供につとめる。

指導大綱に基づく社会保険医療担当者の指導・監査について、適正な実施に向けて厚生労働省東海北陸厚生局静岡事務所並びに静岡県健康福祉部国民健康保険課と継続的な協議を行うとともに、適切な保険診療の推進に取り組む。

1. 医療保険

- (1) 社会保険委員会を開催して、社保・国保両審査委員会との連携を深め、審査業務の円滑化及び会員の保険診療の適正化に取り組む。また、社会保険研修会を開催して、医療保険制度に対する理解促進に取り組む。
- (2) 厚生労働省東海北陸厚生局静岡事務所並びに静岡県健康福祉部国民健康保険課との保険指導に係る打合会を定期的で開催するとともに、指導・監査が適切に実施されるよう担当役員が立会う。
- (3) 令和4年度診療報酬改定に伴う疑義照会のほか、保険診療に関する郡市医師会及び会員からの疑義照会等に対応する。
- (4) 日本医師会、中部医師会連合及び医療保険関係諸団体との連携をはかるとともに、保険診療に係る諸課題について検討する。

- (5) 東海北陸地方社会保険医療協議会総会及び静岡部会に参加し、保険医療機関の適正な指定に協力する。
- (6) 厚生労働省が進める審査支払業務の効率化・高度化について、日本医師会及び審査支払機関との連携により情報収集につとめるとともに、会員への情報提供等、適時・適切な対応に取り組む。
- (7) 静岡県国民健康保険運営方針により新たな国民健康保険制度が円滑に運営されるよう、静岡県国民健康保険運営協議会に参画する。
- (8) 静岡県健康福祉部薬事課並びに静岡県薬剤師会と連携し、医薬品及び医療機器の適正使用をはかる。

2. 労災・自賠責保険

- (1) 本県における自賠責保険診療費算定基準の推進をはかる。
- (2) 労災・自賠責保険関係団体との連携をはかる。

第5 地域医療部

静岡県健康福祉部、静岡県病院協会、浜松医科大学と連携して、静岡県地域医療構想及び第8次静岡県保健医療計画の実現、かかりつけ医機能の強化等に取り組むとともに、若手医師をはじめとした県内医師のキャリア支援及び医師・医療従事者の働き方改革の推進に取り組む。また、本県の医師確保対策の一環として新たに運用を開始した静岡県医師バンクにより、医師の就業支援に取り組むとともに、全世代の医師に継続的にキャリアパス情報を提供して、医師のキャリア支援センター機能の拡充をはかる。

1. 新興感染症等の流行も視野に入れた静岡県地域医療構想及び第8次静岡県保健医療計画の実現に資する柔軟な対応推進

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況下、静岡県として柔軟に進めていくべき地域医療構想の実現、第8次静岡県保健医療計画中間見直しの策定及び現実的対応に向けて、静岡県医療審議会や静岡県医療対策協議会、各圏域での地域医療構想調整会議の中で主導的役割を担うとともに、地域医療体制検討委員会の開催を通じて県内の医療関係者との議論や情報共有に積極的に取り組む。

2. 研修医、若手医師等に対するキャリア支援体制の構築

(1) 臨床研修医と若手医師が研修、交流する「屋根瓦塾 in Shizuoka」の開催

県内臨床研修指定病院と連携して、県内の臨床研修医と若手医師、指導医が相互に研修、交流するキャリアパス支援事業「屋根瓦塾 in Shizuoka」について、県内東部・中部・西部各地区において開催するとともに、若手医師のキャリア支援を目的として実施される各種研修事業等の運営を支援する。

(2) 臨床研修を開始する初期臨床研修医を対象とした「Welcome Seminar in

Shizuoka」の開催

県内の臨床研修指定病院にて臨床研修をスタートする初期臨床研修医を対象として「Welcome Seminar in Shizuoka」を開催し、臨床の基本となる「医療安全対策」「患者とのコミュニケーション」「保険診療」「地域医療活動」「本県の医療提供体制の現状と課題」等について学習する機会を提供する。

3. 静岡県医師バンクの運用による医師確保対策の推進

静岡県医師バンクを運用して、求人医療機関等と求職医師のマッチングに取り組むとともに、医師バンクサイトを通じて、全世代の医師に対してキャリア支援に関する各種情報を提供し、本県の魅力ある医療環境並びに教育環境を発信、本県の医師確保対策の推進に取り組む。

4. 医師の働き方改革の推進に向けた医療機関における勤務環境改善対策の支援

(1) 労働時間短縮等、医療機関における医師の働き方改革の推進支援

医療機関における医師の長時間労働の是正に向け、ふじのくに医療勤務環境改善支援センター及び静岡県病院協会等と連携して、労働時間短縮等の勤務環境改善並びにワークライフバランスの推進に取り組む。

(2) 専門他職種によるタスク・シフトの推進支援

医師の負担軽減を目的として実施する専門他職種へのタスク・シフト推進策の一環として、医師の事務作業等、日常業務をサポートする医療クラーク(医師事務作業補助者)の育成、スキルアップ研修等の教育支援活動に取り組む。

5. かかりつけ医機能の強化、静岡県医師会認定かかりつけ医の普及定着

「静岡県医師会認定かかりつけ医」の育成のための医師研修を実施する等、診療科偏在、地域偏在解消へ向けた1つの課題解決策である医師のキャリアパスとしてのかかりつけ医機能の強化に取り組む。

かかりつけ医を持つことの必要性について県民に啓発、「静岡県医師会認定かかりつけ医」の普及定着に取り組む。

6. 有床診療所への支援

様々な機能を有し地域に根ざした診療を行う有床診療所が、地域において在宅医療の後方支援の役割を担うことができるよう、静岡県健康福祉部及び静岡県有床診療所協議会と連携して必要な支援を行う。

第6 医療介護連携政策部

2025年を目前に控え、医療から介護、予防、生活支援に至るまでの切れ目のない支援体制の構築が喫緊の課題となる中、「シズケアサポートセンター(静岡県地域包括ケア推進センター)」を拠点に、『地域における取組の支援』『関係機関との架け橋』のコンセプトのもと、相談対応や情報収集・データ分析、人材

育成等を通じた幅広い支援を通じた、全県的な地域包括ケアシステムの構築を推進する。

1. 課題への対応、施策提言

同センター『企画委員会』において県内各地域の特性を把握して分析を行うとともに、地域横断的な課題を抽出した上で優先度の高いものから具体的な対策を検討する。

同センターにおける各種事業が、本県の地域包括ケア推進に向けてより効果的に実施されるよう、『運営評議委員会』において総合的な検証・評価を行い、より適切な事業執行・改善を図る。

2. 情報の収集・発信

市町、団体等関係機関との連携のもと、実施事業の内容や取組の成果等の情報について積極的な収集を行う。

同センターに新たに立ち上げたホームページを活用し、県内各地の好事例等、地域の取組の参考となる情報の発信を行う。

3. 相談支援

同センターに在宅医療・介護に精通した専門職（ケアマネジャー）を配置し、地域の在宅医療・介護の相談機関等からの相談・問い合わせに対応する。

地域の在宅医療・介護連携のキーパーソンである「在宅医療・介護連携コーディネーター」に対する支援として、ネットワーク化をはかるための情報交換会を開催する。

4. 人材育成

認知症サポート医における地域リーダーの養成を継続するとともに、養成されたリーダーによる結成された連絡会を中心に、活動のさらなる活性化をはかる。

地域リハビリテーションの推進に向け、引き続きかかりつけ医への理解促進をはかるとともに、地域の推進役となるサポート医を養成する。

将来的な在宅医療提供体制の確保に向け必要な研修を企画実施するほか、かかりつけ医向けや多職種連携に関する研修会を継続実施する。

関係団体の連携により地域包括ケア関連の研修が体系化されより効果的に実施できるよう、各団体の研修実施状況を調査するとともに研修担当者のネットワーク化をはかる。

5. ICTシステム「シズケア＊かけはし」の活用促進

住民データの登録・活用など新たな機能を「シズケア＊かけはし」に搭載し、地域包括ケア対応型システムへのモデルチェンジをはかる。

「シズケア＊かけはし」の一層の普及拡大に向け、新たな加入の働き掛けやユーザーに対するきめ細かなフォローを行う地域の拠点づくりに取り組む。

6. 医療・介護関連データの分析・活用

医療・介護関連データの活用やサービス提供機関等への実態調査により、本県の地域包括ケアの推進における地域横断的な課題を抽出する。

前年度に実施した「在宅医療提供体制に係る将来推計調査」の結果を踏まえ、明らかとなった体制整備上の課題について対応を検討する。

7. 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 静岡県健康福祉部と連携して本県の介護保険制度の円滑な推進に取り組む。
- (2) 介護報酬改定に伴う郡市医師会及び会員からの疑義照会等に対応する。
- (3) 介護保険研修会等を開催して介護保険制度に関わる諸課題について検討する。

第7 公衆衛生部

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症情報を迅速に会員及び県民に提供し、公衆衛生の推進につとめる。

健康寿命の延伸をはかるため、各種保健事業を通じて予防・健康づくりの推進、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組む。

電子マニフェスト管理システムの普及・推進により、法に基づく医療廃棄物の適正な処理を徹底する。

1. 感染症対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、医療提供体制の確保や医療機関への支援について、日本医師会や静岡県へ必要な措置を要請するとともに、会員に地域医療への協力と感染防止対策の徹底を求める。
- (2) 感染症全般に関する諸問題について検討するとともに、感染症や予防接種に関する研修会を開催し、公衆衛生の推進につとめる。
- (3) 静岡県感染症発生動向調査事業に協力し、感染症の発生状況を迅速に把握、会員及び県民に対する情報提供を行う。
- (4) 新興感染症に関する法改正に対応して本会感染症対策業務計画を検討し、感染症への危機管理体制を強化するとともに、本県の感染症危機管理対策事業に協力する。
- (5) 予防接種法に基づく諸事業の円滑な実施及び誤接種発生防止対策につとめるとともに、静岡県と定期予防接種の市町間相互乗入れ業務契約を締結し、事業の円滑な運営と推進に取り組む。
- (6) 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに基づき、静岡県健康福祉部と連携して、県民への薬剤耐性に関する知識や理解の普及啓発並びに会員への

適正使用に関する情報提供につとめる。

(7) 静岡県肝炎対策推進計画の推進に協力する。

2. 予防・健康づくり対策

(1) 生涯にわたる健康づくり、疾病予防にかかる各種保健事業に関する諸問題を検討し、関係団体と連携・調整をはかる。

(2) 静岡県が設置する、しずおか健康会議（経済団体、医療関係団体、保険者、病院・大学で構成）を通じて、先進的な予防・健康づくりを推進する。

(3) 静岡県健康増進計画の推進に協力する。

3. 生活習慣病対策

(1) 静岡県、関係団体と連携し、糖尿病等生活習慣病の発症予防と重症化予防、医療連携体制の推進等に取り組む。

(2) 静岡県がん対策推進計画に基づく各種がん対策の推進に協力するとともに、がん検診医師研修会を開催し、各種がん検診の充実と精度管理の向上につとめる。

(3) 健康増進法及び静岡県受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙を防止するための取り組みを推進する。

(4) 脳卒中・循環器病対策基本法に基づく本県計画の策定に協力する。

4. 医療廃棄物対策

(1) 医療廃棄物の適正処理について啓発と推進をはかる。

(2) 静岡県医師会電子マニフェスト管理システムのより一層の普及・推進をはかる。

(3) 静岡県医師会電子マニフェスト管理システムの運営に関する業務を静岡県医師同組合に委託するとともに、静岡県医師協同組合及び静岡県医療廃棄物適正処理協力会と連携し、適正な運用につとめる。

5. 臨床検査精度管理

(1) 県内における臨床検査精度管理の向上をはかるため、静岡県臨床衛生検査技師会が静岡県の委託で実施する医療機関・衛生検査所に対する静岡県衛生検査所精度管理事業に協力する。

第8 母子保健・学校保健部

少子化対策として、静岡県健康福祉部並びに静岡県教育委員会と連携して、母子保健、学校保健の充実に取り組む。

会員が地域医療の一環として行う母子保健・学校保健活動を、円滑に実践できるよう支援する。

1. 母子保健

- (1) 妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進をはかるため、母子に対する保健指導、健康診査、医療等に関する研修会を開催するとともに、小児科及び産婦人科等の関係団体及び静岡県健康福祉部との連携のもと、母子保健医療体制の整備・充実に取り組む。
- (2) 静岡県健康福祉部と連携し、子ども虐待防止対策の充実並びに小児在宅医療体制の整備・充実につとめる。

2. 母体保護法指定医師

- (1) 母体保護法第14条に定める指定医師について、母体保護法指定医師審査規程に基づき審査・指定等を行う。
- (2) 静岡県産婦人科医会と連携し、母体保護法指定医師研修会を開催する。

3. 学校保健

- (1) 子ども達の心身の健全な育成をはかるため、全国学校保健・学校医大会及び関東甲信越静学校医協議会に参加するとともに、学校保健活動に関する研修会を開催し、学校医活動の充実をはかる。
- (2) 保育所・幼稚園における保健医療の充実について、学校保健事業の一環として取り組むとともに、母子保健事業と連携して、乳幼児期から思春期に至るまでの一貫した健康管理に取り組む。
- (3) 児童生徒の腎臓検診、脊柱検診、心臓検診について、検討委員会を開催して県内各地域の検診結果の分析を行い、検診システムの整備・充実につとめる。また、四肢の検診、耳鼻咽喉科検診、眼科検診について、各医会と連携して検討する。
- (4) 学校感染症、アレルギー疾患、がん教育、生活習慣病、学校精神保健、いじめ、医療的ケア、正しい性知識の普及と性感染症の予防等、多様化する学校保健の諸問題について、医会、専門医と連携して対策につとめる。
- (5) 静岡県教育委員会、静岡県学校保健会及び静岡県健康福祉部と連携し、学校保健事業の推進に取り組む。

第9 救急医療・災害医療部

本県の救急医療体制、災害医療体制の整備・充実に取り組むとともに、大規模災害発生時における迅速かつ円滑な医療救護活動に対応する。あわせて、本会の危機管理体制の整備、危機管理に係る総合的な企画・調整に取り組む。

- (1) 静岡県救急・災害医療対策委員会等に参画して、本県における初期・二次・三次救急医療体制及び後方体制の充実と地域連携の推進に取り組む。
- (2) 郡市医師会及び医療・保健・福祉・介護関係諸団体、静岡県と連携して本県の救急医療体制、災害医療体制の整備・充実に取り組む。
- (3) 災害時の迅速かつ円滑な医療救護活動に対応するため、「J M A T（日本医

- 師会災害医療チーム)」の登録を推進するとともに、日本医師会が進める「被災地 J M A T」機能について、県内に定着するよう検討に取り組む。また、中部医師会連合災害時医療救護協定に基づき、J M A Tの支援・受援活動が効率的に行われるよう、平時より、構成県医師会との緊密な連携につとめる。
- (4)大規模災害、新興感染症ほか危機事態全般に対応するため、公衆衛生部・総務部・地域医療部・医療介護連携政策部と連携して危機管理に係る総合的な企画・調整を行うとともに、本会の危機管理体制の構築に取り組む。
 - (5)東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、静岡県からの要請に基づき医療救護体制の構築に協力する。
 - (6)日本医師会、静岡県警察協力医会、静岡県警察本部、静岡県等と連携して、警察活動に協力する医師の養成に取り組む。

第 10 産業保健・スポーツ医学部

日本医師会認定産業医制度の推進をはかり、労働者を取り巻く各種課題に対応するため、産業保健関係者と連携してすべての労働者に良質な産業保健サービスが提供されるよう支援する。

日本医師会認定健康スポーツ医制度の推進をはかる。

1. 産業保健

- (1)日本医師会認定産業医制度の推進をはかるため研修会を開催し、認定産業医の育成と資質の向上をはかる。
- (2)静岡労働局、静岡県労働基準協会連合会及び静岡産業保健総合支援センターと連携し、静岡県産業保健推進協議会を開催し、産業保健活動の推進をはかる。
- (3)静岡産業保健総合支援センター運営協議会に参画し、産業医ネットワークモデル事業及び郡市医師会に設置されている地域産業保健センターの運営に協力し、小規模事業場における産業保健活動を支援する。
- (4)産業医が安心して産業医活動に専念できる環境・体制づくりに向け、日本医師会主導による産業医の組織化に協力する。

2. スポーツ医学

- (1)日本医師会認定健康スポーツ医制度の推進をはかるため研修会を開催し、認定健康スポーツ医の資質の向上をはかる。
- (2)スポーツドクター協議会等の各種スポーツ団体と連携し、健康スポーツ医学の普及につとめる。

第 11 学術部

会員の専門医共通講習単位取得を支援するため、本会主催講演会を日本医師会へ申請するとともに、日医 e-ラーニング受講による単位取得を周知・推奨する。

会員の生涯教育単位取得を支援するため、日本医師会全国医師会研修管理システムの円滑な運用につとめる。

- (1) 専門医共通講習の内容に該当する本会主催講演会を日本医師会へ単位申請し、日本専門医機構の承認を得る。また、日医 e-ラーニングによる専門医共通講習の取得を会員へ周知・推奨する。
- (2) 日本医師会生涯教育制度に基づき、本会に申請のあった講演会等を審査し、単位認定に相当する講演会等であることを承認する。
- (3) 日本医師会生涯教育制度の趣旨に基づき、会員に講演会等の受講を勧め、「日本医師会生涯教育認定証」の取得を促進する。
- (4) 医師臨床研修制度について、地域医療部と連携して、県下の臨床研修病院等において研修プログラムが円滑に実施されるよう協力する。
- (5) 郡市医師会の協力のもと、日本医師会全国医師会研修管理システムの円滑な運用につとめる。
- (6) 東部・中部・遠江医学会を支援する。

第 12 広報部

医師会の理念、事業活動及び医療政策について、会員や県民の理解を深め、周知するための広報活動を推進する。

特に会員の加入促進に重点を置き、研修会の Web 配信等、ICT を利活用して本会事業を広く発信する。

- (1) 会報を毎月 1 回発行するとともに、ウェブサイトの会員専用ページにも掲載する。
- (2) ウェブサイトの運営に関係各部と連携して取り組み、情報の更新と内容の充実につとめる。
- (3) 県民に医師会活動を紹介するとともに医療・健康情報を提供するため、マスメディアを活用する。
- (4) 報道関係者と意思疎通をはかるため、定期的に意見交換会を開催する。